

企業会計基準委員会 御中

平成17年10月11日  
新日本監査法人  
業務監理本部管掌 田中 章

「役員賞与に関する会計基準」、適用指針「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」、「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準」、「同適用指針」、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」、「同適用指針」、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」及び「同適用指針」に関する各公開草案に対する意見

貴委員会から平成17年9月7日、8月30日及び8月10日に公表された上記の各公開草案について、下記のとおり意見を取り纏めましたので本日提出します。宜しく願い申し上げます。

#### 記

(中略)

#### IV 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「同適用指針」に関する公開草案

##### 1. 会計基準公開草案第1項

(コメント)

公開草案第1項において、「貸借対照表の表示に関して、既存の会計基準と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準の取扱いが優先することとなり、本会計基準において特に定めのないものについては、既存の会計基準の定めによる。」とされているが、これらの既存の会計基準を具体的に明示することが望まれる。

(理由)

既存の会計基準が必ずしも明確でないことから、具体的に明示することが望まれる。

(中略)

以上